

平成 23 年第 4 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 23 年 12 月 16 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二
書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において、6 番堂場さん、7 番本多さんを指名いたします。
議 長		日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長	高橋議会運営委員長	議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 第 4 回村議会定例会の追加議案の提案に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ 12 月 16 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
		会期については、追加提出案件の状況などを考慮し検討した結果、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。
		以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長		委員長の報告が終わりました。
		なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議 長		日程第 3、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。
		なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。
	岡出村長	
村 長		それでは口頭にて補足説明をさせていただきます。

		1 の寄付についてでございます。 平成 23 年 12 月 13 日、埼玉県川口市の林兼芳様、株式会社サンケイ技研代表取締役でございますが、現金 10,000 千円のご寄附をいただきました。林氏のご意向によりまして子どもたちの育成に関する事業に使わせていただくものであります。 林氏の父親は現在の南更別区に住んでおられまして、お父さんは故林金夫さんと申しまして、村議会議員も務められた方でございます。そのご子息でございまして、兼芳さん自身も高校卒業までの 18 歳まで更別村におられたということでございます。出身地の更別村でお役に立ててくださいと寄附の申し出があったわけでありまして、私が上京中の 12 月 1 日に林氏とお会いすることが出来まして、寄附の申し出のお礼と使い道等についてご相談をさせていただいたところでございます。林さんのご寄附に対して心からお礼を申し上げ、使い道をきちんと定めて使わせていただきたいと思いますと思っております。 以上であります。
議	長	これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第 4、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第 5、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。
4 番松橋議員	4 番 松橋さん	通告に従い一般質問をさせていただきます。 今回は 2 点について質問させていただきたいと思っております。 特に先の T P P の総理大臣の参加表明を受けまして主に来年度予算の農業のことについて質問したいと思います。 私が議員になりましてから何回か村長には色々な部門で農業部門についてご質問を受けて村長と私と大きな違いはないのですけれども、改めて緊急というわけではないのですけれども、情勢が非常に変わってきたということもありまして、先に T P P 関係で私の思っていること

を述べさせていただきます。

先の11月23日付の道新の世論調査、北海道だけに限ってですが、TPP協議の参加表明に対して道内で賛成が50、反対が45、特に札幌支部では57%が賛成だと、そして農業が打撃を受けるとは76%が思っている。十勝では88%、それで自給率を維持するために農家に補助金を出すことに賛成が64%、反対が32%と、それで反対の大きな理由はこの厳しい時代になぜ農家だけに補助金を出すのかという声だそうです。それで私自身もおどろいたのですけれども道内で50%の人が賛成をしているというのは驚きである。それでやはりJAなり道の反対の内容に説得力がないのか、浸透力がないのかということなのです。それで最近TPPに関連して色々な学識者が発表しています。内橋克人という経済学者が農業新聞の論点でメディアのTPP報道を正すと、東京発のマスコミは足並みを揃えて推進の論陣を張っている。福島の悲惨さが現実のものとなるまでメディアの中にひとつとして原発の警鐘を発したものはいなかった。今こそ民意の高まりを期待と、この先生は言っているのですけれども、そこがやはり今回の賛成の人が多いという理由かなと思っております。1960年の安保条約を改定を機会に日本の農業が衰退している。90%の自由化を迫られ、大豆、小麦、とうもろこしの輸入、飼料と肥料の循環農業にされた。今日の農業の不況を知れば明らかであると述べています。それと北海道地域農業研究所の顧問である太田原高昭さんという北大で教授をしている方ですが、例えば砂糖、関税撤廃の例外措置は望みが薄いだろう、なぜならTPP参加を発表している国は経済を見ますとアメリカが90%である。オーストラリアは5%、残りの7か国はわずか5%、農業者に致命的打撃を与えるのは明らかである。やはりそういう中でも村も農協、農連と結束して反対運動の先頭に立つ必要があるのではないかと考えております。それで来年度予算の村の基幹産業の中で中心的なことを決めていくのは更別農業経営生産対策推進会議という活動の内容を若干質問したいと思っています。

1点目ですけれども、様々な理由で試験圃を廃止して数年が経っておりますが、将来的に戦略作物の導入、検討を含めて私自身は復活の必要があると考えております。なぜなら11年度から全面的に切り替えた「きたほなみ」、技術指導の不徹底さが見られた。将来有望されている「ゆめちから」は次のエースと言われている麦です。なぜかと言いますと国内初の超強力小麦でパンに向いている。現状でも十勝を中心に300ヘクタールも刈っている。道南を中心に全道で1,000ヘクタール、是非この「ゆめちから」の展示圃の設置等を求めます。

2点目は、馬鈴薯の件ですけれども、TPPも含めまして自由化になりますと食用、加工のウェイトが高くなるのが事実かと思います。近年、馬鈴薯のそうか病が増えております。品質が劣化ということは売

上げの減になります。多数の色々な資材が売られておりますが、本当にそれが効果があるのか、そういう展示圃を組合員に示すべきだと思っております。なぜなら、普及センターの統合等により個々の農家間に情報収集に大きな差が出来ていると思います。やはり推進会議等で情報等の交換、連絡を密にして情報発信すべきであると考えております。もちろん農政活動の中心になっていただいて、T P P 反対運動も推進会議等が中心となって村民一丸といいますか、商工会にも入っていただいて農政活動の運動の先頭に村長が立ってほしいと望んでおります。それと甘味資源である甜菜の支援を何とかお願いしたいと思っております。これも新聞報道等でご承知かと思いますが、甜菜製糖工場がある 8 自治体、北見、士別、伊達の 3 市と美幌、斜里、清水、芽室、本別の 5 町です。甜菜振興自治体連絡協議会を設立されたのは新聞報道でご承知かと思われます。内容としまして、連携をして国、道に生産振興を働きかけるのが目的、甜菜の置かれている現状が T P P 以前に非常に面積の減であると。糖化調整制度で守られておりますけれども昨年度から、機能不全に陥り、この制度がなくなりますと産地は壊滅的な打撃を受けるだろうと。砂糖の生産は沖縄と鹿児島と北海道と国から見ますと小さな生産物なのです。甜菜を守ろうとしても全国的な運動には絶対なり得ないと、そこで悪いけれども北海道と沖縄産とは違います。沖縄というのは離島を中心にサトウキビを作っている。これは国防上の問題だそうです。そこに生活基盤がなければ国防の問題が発生する。ところが更別村は工場立地はなくても畑作 4 品の産物であることは事実です。それで今年の結果を確認しました。全道では 68,000 に対して 66,000 ヘクタールしか蒔かれていないのですけれども、更別村は指数が 1,654 ですけども 1,654 は全道一に近く頑張っている。結果も 69.3 トン、15.8%で、そのうち直播が 160 で来年は村としてはまだ増える。全道では減りますけれども。お金はそれでビート会社で計算しますと反当り 11 万 3 千円になる。その他に 4 千円ほど色々な調整金がありますから来ます。そうすると今年の作況の中でも 17 億円強くらいの見込みがあります。非常に大事な作物であります。こんなに行政が出すというのは批判的なこともあるのでしょうかけれども、増反分に対して種子と肥料、考え方があるのですけれども、一部を助成するお考えはないのかということをお聞きします。

3 点目は推進会議の農作業安全部会、実は前にもご質問しまして、昨年度から農推から農作業事故対策について若干交付金が出ていることは承知しておりますけれども、農作業の事故対策についてお聞きしたいし、お考えもお聞きしたいと思っております。7 月 12 日に発生しました事故は言葉にならない程つらいというか厳しい。死亡事故が家族のどなたがなられても即離農という危険性をはらんでおります。農業新聞等でも記事が盛んに発表されております。通告にも書きましたが建

議
村

長
長

築業界よりも農家の事故が全国的にも多い。それで4月1日から9月30日、11件の報告が上がっていますが、先輩は1名であとは、ほとんど現役の人、これを見ますと死亡事故につながりかねない案件も2、3見えます。例えばひとつにはユニックで吊っていた芋の束が落下して下敷きになるとか、トラクターのカルチで路肩から逆さまになって若い人が潰れた。やはり内容については、もう少し周知徹底とか啓蒙活動の状況について、まずお伺いしたいと思います。

岡出村長

松橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

まずT P Pのお話がありました。

更別村におきましては、これが完全に実施されますと61%の影響を受けるということでございまして、100億円のうち6割が影響を受けるということは更別村の農業が崩壊につながってしまうということでありますので、私はこの問題は断固反対していかなければならないと思っています。このため今まで多少なり行動を取ってきてございますけれども、やはり年明けに関係機関と歩調を合わせて行動を起こさなければならぬ。何と申しましても説明不足だと思うのです。国民のほとんどがわからないまま賛成、反対と言っている状況でございまして、私も色々なT P Pに関する雑誌、情報等を集めてみましたけれども、特に大規模な畑作地帯は大きな影響を受けるということでございまして、これは気を引き締めて頑張っていかなければならないと思っていますところであります。

ご質問をいただきました第1点目の更別村農業経営・生産対策推進会議の活動についてでありますけれども、試験圃の経過につきましては、これは松橋議員から度々ご質問をいただいております。従って、経過等は省略させていただきますけれども、この試験圃の活用に関しましては、従来から新規作物の試験栽培等に積極的に役立てていきたいと思って農業関係機関、あるいは農村部の行政懇談会において、毎年利用を進めてきたところであります。

しかし、これまで青年グループなど一部、活用をいただいておりますが、残念ながら、本格的な活用が図られていない状況にあるわけであります。

また、試験圃活用の相談も要望もないところでございまして、私は今日の情勢を見る時に残念に思っているところでございます。

そうした中で、現在、村では平成22年秋より、消費の伸びております、にんにく栽培試験を行ってございまして、これにつきましては、来年度も継続して行って、25年にはデータを示して希望者を募ってまいりたいと思っているところでございます。

また、薬草が今注目をされておりました、薬草となります、「しゃくやく」の試験栽培も行っているところであります。これにつきまして

は、結果が出るまで4、5年かかるということでございますので、その結果が待たれるところでございます。

T P P参加問題もございまして、戦略的な作物を導入する必要があると考えると考えられますので、この圃場につきましては、いつでも使用出来る状態にすると共に、今後とも推進会議の中で活用の検討をしてまいりましてでございます。

普及センターにつきましては、ご質問の中にございましたが、平成9年まで、ふるさと館内に派出所を置いて、地域密着型にて指導業務をされておりましたけれども、道の機構改革により廃止をされまして、現在の指導体系となってしまったわけでありまして。

統合にあたりまして、指導業務には支障を及ぼすことがないようにという説明でありましたので、先程ご質問の中にありました、主要作物となっております小麦、あるいは馬鈴薯の適期指導についてご質問がございましたけれども、これらの指導に支障があるとすれば、これは大変な問題でありますので、私どもは指導の充実について、道に申し入れをいたしたいと思っております。

それからまた、適期指導の徹底は、大変重要な問題でございますので、推進会議において指導のあり方等を検証してまいりたいと思っております。

次に、甘味資源てん菜への支援についてでございますけれども、てん菜製糖工場がある8自治体において、てん菜振興自治体連絡協議会を12月5日に設立をされておまして、T P P参加の反対活動と、国、道に作付けが減少する中に工場の安定操業と雇用確保の面から、生産振興の働きかけをするということになっているわけでありまして。

この協議会には、十勝管内では工場のある3町が参加、加盟しておまして、特に前段申し上げた、てん菜生産の減少が地域経済に及ぼす影響が大変大きいとして、議員ご質問のような助成措置を農業団体と連携をして、何らかの形で増反の奨励策をとっているところであります。

現在、把握するところでは、町において助成措置をしている所は、実質1町のみと把握しているところであります。

これまで、日本の甘味資源の不足から甘味資源の確保対策は、国の重要な政策として増産が推進されまして、特に北海道は、寒冷地農業の確立を図るための重要作物として奨励されてきたものであります。

この甘味の問題につきましては、常に輸出により左右されてきてまして、私どもの子どもの時は甘味料不足を味わって、砂糖は本当に貴重なものであったわけでありまして。

それが関係者の弛まぬ栽培技術向上、それが努力の結果、目標としてきたことを成し遂げつつある今日、T P P参加問題など、国の方針によって不安状態になることは、私は夢にも思わなかったわけであり

ます。

本村におきましては、甜菜の作付面積が概ね 1,600 ヘクタール以上、常に確保しておりまして、また去年は産糖量が全道一という実績をあげているわけでありまして。そういったことから、他町村のような減反傾向はないものの、本村の主要作物であり、輪作体系を維持する重要な作物でありますので、助成措置は、JA 関係団体と十分協議しなければなりませんけれども、まずてん菜振興自治体連絡協議会と共に、やはりこれまで進めてきた国策として安定生産が出来るように、活動を強化してまいりたいと考えているところであります。

次に、3 点目の農作業事故防止対策についてでございますけれども、農作業事故防止対策につきましては、議員からもご質問をいただく中で、その重要性を認識をいたしまして、平成 22 年 9 月には、更別村農業経営・生産対策推進会議の推進事業として位置付けを図って関係者共々、防止対策を進めてきたところであります。

対策といたしましては、チラシの全戸配布、ファックスによる送信でございますが、これらのこと、それから 2 か年で全戸に低速車マークの配布、関係庁内にポスター掲示とパンフレットを置くなどを進めるとともに、私からは農業団体での挨拶の中に、事故防止は必ず挨拶の中に入れてきたところでございます。

しかしながら、今年 7 月、本当に思いもよらぬ重大な事故が起きてしまい、極めて残念に思っているところでございます。事故の根絶を目指し、これまでの対策を検証しつつ、必要な対策を鋭意図ってまいるのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

そこで前向きな答弁と取りたいと思いますけれども、今言われます農業に対しては、生産推進会議が主たるところで決めて、3 点目の農作業事故防止の問題もそこでやっておられる。それで全部網羅しているのはわかります。もちろん JA が副会長になっていますし、農業委員会会長さんも普及センターも NOSAI も入っておられます。それで農政活動で陳情活動とか要請活動をする場合の連絡の仕方も含めて若干、言葉に出して問題はあるのでしょうかけれども、JA と行政の関係だけお聞きしたいのですけれども、どうも近い所にあつて活動状況に密度差がないというか、その辺についてだけ、ご答弁をいただきたいと思います。

議長
村 長

岡出村長

村としては、T P Pをはじめ重要な課題がございますので、これらについては常に連絡を取っているところでございまして、その活動の行動の遅さが指摘されていると思うのでありますけれども、やはり私は庁内の課長会議でもこの問題は大変ですと、職員一丸となってや

らなければならないから、こういう問題の行動については、職員は忙しいけれども出来るだけ参加をなさという命令を発して、これらの行動にあたってきてございます。ですから関係機関もこのことを共通認識を持っていただいて行動しなければ先程申し上げましたような TPP の反対行動に際しても一部の者はやっているのではないかというようなことにとられてしまう。そのことが先程も議員がおっしゃられたところだと思うのです。多くの者が共通認識をし、よく勉強していただいて、これにあたらないければ、これは国全体の意識として TPP 参加は賛成でありますので、それに押し切られてしまう。そして特に心配なのは大規模な畑作地帯は十勝、網走、北見方面だけなのです。ですからこれは多勢に無勢となってしまうので反対活動の手法を考えてやっていかなければならない。そのために私どもは先頭に立って頑張ってまいりたいと思っております。

議長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

この問題はおそらく長い年月がかかると思っていますし、1、2 年で片付く問題ではないと思っていますけれども、農作業事故防止等については早急にやれることですから、それはもう少しどういう形でやるにしても徹底さがほしいと思っております。

次に 2 点目の 農地改革の現状と課題ということで、ご質問をしたいと思います。

実は農地改革の現状なのですけれども、それに行く前に更別村の平成 22 年に作りました村の基本計画によりますと、若干拾ってみたのですけれども、売り上げは 97 億円で 25 年経っても 97 億円を目標にしている。作付けはほとんどビート 1,600 から麦の 2,200 で変わらないのですけれども、問題とするところは縮小の農家が 1 戸しかなくて、88 戸の農家が見ますと拡大要求をしています。これが更別村の農家の姿なのですけれども、それで 1 番問題になるのは、借地の解消だと思います。そこが問題だと思います。そこで 2010 年のセンサスで日本の農業者の経営は 65 歳を超えています。これはそこが一番問題なのだと今の政府も言っています。北海道の農業人口の平均であっても 56.8 歳であります。それで団塊の世代のリタイアによって後継者のない家庭はおそらく目安としてリタイアするでしょうと。今、農産物を販売している形態は北海道では 43,674 農業者、うち認定農業者が 30,000 弱、若干増えたのですが、22 年度から伸び率が下がっている。そういうことでいきますと、十勝は非常に離農率が低くて、おそらく 4%でしょう。ところが道南にしますと 25%が離農している。そこで更別村はまだ拡大意欲がありますよと。ですが、1 番の問題は国の経営政策が毎年変わって、整理してお話しますと、9 年度の農地制度改革では貸借限定で一般企業の農業参入を容認しました。農地の面的集約を促進するため農地利用集積円滑化事業を創設しました。それから農地転用は規制

の強化、遊休農地対策の強化、標準小作料制度の廃止、それで 1 番恐れた一般企業の参入ということで調べますと平成 23 年 7 月に北海道で割と少なくても 28 件で 323 ヘクタールです。思ったほど企業が農業に参入してこない。それで 1 番農業委員会として問題とされていましたが企業が農業者と相対で話を進め、農地を借りますよと申請が上がってきた場合、出来るのかという問題も思った程心配もなかった。それでいきなり今度は次年度に農地利用集積円滑化事業と言われておりまして、更別村も調べますと昨年度の 5 月に円滑化団体に手を上げていましたというお話を聞きました。それでその中味ですけれども、農地利用集積円滑化事業、1 番として農地所有者代理事業、これは円滑化団体が面的集積を図るように受け手を決める。ここで 1 番問題なのは農業委員会はここには入りません。それで 2 番目に農地等売り買い事業、3 番目の研修事業、それで 11 年度の実績は北海道で 2,058 ヘクタールで 4 億円ということなのですが、それで質問の中味なのですけれども、更別村の今の作られた組織、円滑化団体と 1 番問題になっている借地解消がこれからの後継者を含めて色々な意味で借地の解消を求めて売っていただくのがベストだと思っております。その辺の国の考え方が違う意味を感じるのですけれども、更別村の現状と円滑化団体になられたことも含めましてお答えをお願いしたいと思います。

議 長
村 長

岡出村長

農地改革の現状と課題についてご質問をいただきました。

農地集積の進捗状況につきましては、平成 21 年 12 月の農業経営基盤強化促進法の一部改正によりまして、農地利用円滑化団体の設置が義務付けられて、農協と農業委員会の同意を受けて、村が円滑化団体として北海道の承認を受けたところであります。

農地利用集積円滑化事業につきましては、農地の出し手、過去に売買等のない農地、白地と言っておりますけれども、貸付の申し出によりまして、農地利用集積円滑化団体、更別村であります、これが出し手の白紙委任を受けて、面的にまとめて、受け手に利用権設定を行うものでございます。

その利用権設定後、所定の手続きを経て、農業者戸別所得補償制度における規模拡大加算として、受け手に規模拡大加算金、10 アールあたり 2 万円でございますが、これが交付されるものであります。

本制度の周知、今年 8 月に全農家にいたしまして、12 月に入ってから数件の申し出があったわけでありまして、この申し出のあった農家につきましては、平成 23 年度中に、この対応をしてまいるものであります。

なお、24 年度に、概算要求されている出し手の農地集積協力金、2 ヘクタール以上 70 万円限度としているようでありますけれども、この制度につきましては、現在のところ詳細がはっきりわかりませんので、

今後の国の情報を把握し、対応していきたいと考えているところであります。

議員ご質問の基本的に借地の解消にあるんだというご質問でございます。私も今回の、出し手に補助金を与えるというやり方はおかしいと思っています。やはり農業を営む者に農業予算をきちんと付けて自作用地として確保していくのが私は基本であろうと思っております。そして出し手につきましては、現在、農地売買に関しては優遇制度がございますけれども、これらはもっと優遇して出してもらい、そしてどうしてもそれでも持っていた方が得だということで、ずっと長く持っておられる方については、昔に戻るようなことを申し上げて申し訳ありませんけれども、やはり農家をやられていない方の所有については制限をする必要があるのではないかと考えているところでございます。

ただ、ここで申し上げても何ともしようがございませんので、これらにつきましては、私ども十勝首長全体の意見でもありますので、こうした農地行政につきましては、また機会を捉えて要望してまいりたいと考えているところであります。

2,000ヘクタールに及ぶ借地が村内に存在している、これが長期にわたって現農家の経営に支障を与えるとすれば、やはり村としても農業委員会と連携をしながらこれらの解消に努めていかなければならないという基本的な考え方を持っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

村長と私は同じ考えで、あまりここで国の批判をしてもどうにもならないというのは十分わかっていますけれども、推進会議等でそういうお話もされました。農業委員会も一緒になって農政活動の一環として土地を離す人にしても、ある程度税の今の控除をもう少し大きくしてあげるとか、税制の改正も含めて、村長から前向きな答弁をいただいていますから、僕もそう思うのです。だけど今、政権交代が起きてしまった中で私どもはそれに従わざるを得ない現実もありますから、でもどこかで村長を先頭に頑張っていただかなければ、これは永遠の問題ではなくてTPPも含めて近々の問題ですから、出し手にお金をあげるという考え方はどう考えても理解出来ないという現実の姿があります。だから村長がもう少しがっちりリーダーシップを取ってJAに申し入れするくらいの気持ちで組合員にもこうですよと言って欲しい気持ちで質問を終わらせていただきます。

議長
議長
議長
7番本多議員

この際、暫時休憩いたします。(10時50分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(11時00分)

7番 本多さん

議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます

議 長
村 長

と思います。

私は、1点について、新年度予算編成の取り組みということでお伺いをしたいと思います。

今年は、3月11日に発生しました観測史上最大の東日本大震災、それに伴う福島原発事故、異常気象による大水害など、多くの住民が被災され、犠牲になりました。また、本村に直接影響を及ぼすTPPへの参加表明など、暗い話の1年でございました。国もこれらの災害復興のため、長期にわたり予算を配分していくことと思います。地方にとりましては大きな影響が出てくるというふうに考えております。本村は特に地方交付税に頼るところが高く、国の動向に大きく左右される状況にあります。新年度予算には大変ご苦労されると思っております。村の予算は、編成内容とその使い道で村民の暮らしを直接左右するという重大なものと考えております。予算編成権と予算執行権を唯一持っておられる村長は、現在の社会情勢や国の動向をどのように把握されているかは大変重要なポイントだと思っております。

そこで予算編成に取り組むにあたり、村長は今日の社会情勢をどのように見ているのか。また村民の生活実態、暮らしの実態や営業の実態をどのように捉えているか、まずお伺いをしたいと思います。その上で新年度予算の重点施策についてお伺いをしたいと思います。

岡出村長

本多議員の新年度予算編成の取組みについてのご質問にお答えをいたします。

日本を取り巻く社会情勢や動向につきましては、国内景気の低迷、デフレ下における徹底したコストの削減や人件費の抑制、円高による民間企業の海外移転などによりまして、特に地方の経済に大きな影響が出て、従前にも増して都市と地方の格差が広がりつつあるわけであります。

また、ご質問のとおり、東日本大震災によります影響も甚大でございます。

こうした状況の中で、年明けから震災の復旧・復興事業が本格化し、一部、景気の回復が見込まれると思ってございますけれども、巨額な復興財源確保の問題、少子高齢化による医療費や年金、生活保護といった社会保障関係費の増加問題、更に失業者の対策など、国内の情勢と財政運営は、極めて厳しい状況にあるということでもあります。

そして、村内の状況でございますけれども、基幹産業の農業にありましては、ここ数年、生産額100億円確保であります。生産コストの高止まりや農業技術などによりまして、経営の格差が広がりつつあるわけでもあります。更にご質問の中にありましたように、TPP問題や経営者の高齢化といった課題が山積しているわけでもあります。

また、村民の暮らしの実態についてでございますけれども、数字で

申し上げますと、村民所得では、この10年、平成22年と平成13年との比較でございますが、営業所得は個人の自営業者で、1営業者当たりマイナス44万円、16.4%の減となっております。給与所得では、1人当たりマイナス218千円、8.0%減少しているということでございます。

全国的な傾向でございますけれども、収入の減少分、支出を抑える自己防衛によりまして、買え控えや安い物を買って求めるといった連鎖反応によりまして、デフレの長期化を招いているということでございます。

本村におきまして、先ほど申し上げました、営業と給与所得者の所得が10年前より約3億円、所得が減少したことによりまして、相当額の消費が村外大型店等に流れているものと推測するものであります。村内消費回復対策と生活弱者と買い物難民と言われる対策の必要性に迫られるというところでございます。

また、村財政の約半分を占める交付税につきましては、3月の震災及び原発事故がもたらした影響等によりまして、国の税収減と連動し、交付税の収入が当然ながら今年度よりも更に厳しい状況になると思うところであります。

私はこの震災の復旧復興のためには、交付税が減らされても仕方ない、協力していかなければならないと思っているところであります。

しかし、議員からのご質問がございましたように、厳しい社会情勢や国の動向を踏まえて、効率的かつ効果的な予算編成が必要であると考えているところであります。

こうした中で、新年度予算の重点施策ということでございますけれども、継続事業や本村にとって必要な産業の振興及び保健・医療・福祉、並びに教育、生活環境、それぞれの分野で住民生活に直結する事業を優先することは、もちろんでございますけれども、村民の皆様が安心して暮らせるための予算は確保してまいりたいと思っているところであります。

また、新年度、新たな重点事業といたしましては、生活環境整備関連でございますが、市街地活性化対策事業として、高規格道路更別インターチェンジ開通に伴います市街地誘導看板や駐車場の整備、公園のリニューアル、交通安全対策など進めてまいりたいと考えております。

次に、いつまでも住みつづけたいまちづくりに、更にこれを推進するため、更別村住生活基本計画に基づいた若葉団地公営住宅の建て替えを実施してまいりたいと思っております。

農村環境改善関連につきましては、今年、制度期間がいったん終了します、農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、現在、国の方で予算要求されてございますけれども、また確定は見てございません。しかし、必要な事業と判断いたしまして、単独事業でも環境保

議長
7 番本多議員

全共同事業は行ってまいりたいと考えているところであります。

保健・医療・福祉関連でございますけれども、社会福祉法人が運営しております、上更別のグループホーム元気の里の老朽化に伴う改築につきましては、安全・安心の観点からも来年度、改築の支援を行ってまいりたいと考えています。

今のところ国の予算編成が遅れてございまして、連動して村の予算も遅れているということでございます。予算規模について、まだそういったことから抑え切れていないところがございしますが、地方を取り巻く環境、大変厳しさを増す現状を考えますと、これは積極性を出すのも必要と思っているものでございまして、以上のような考えで予算編成を進めてまいりたいと思っております。

以上、ご答弁いたします。

7 番 本多さん

今日の社会情勢や村民の生活実態については村長の答弁のように私も認識して捉えているところでございます。

本村は地方交付税に頼るところが多くて、今の国の政権におきましては、毎年総理大臣が変わって政策が安定しない中でございます。そういった中で国に振り回されている部分が大変多いのではないかと考えているわけでありまして、先般、農協に今年の農業の生産額についてお聞きしたわけですが、特に畑作に限ってですが、過去最高の 70 億円を超えるという生産になると言われております。これは長年にわたり村が基盤整備や堆肥の助成など村が行ってきた政策による証ではないかと思っております。こういったことで健全財政が維持できることであれば、景気に振り回されることなく村の第 5 期総合計画に基づいて村民の負託に応えるべく村政を行っていただきたいと思っております。そういった意味で国に左右されないでほしいというのが自分の考えでありますけれども、そのことについて村長はどのようなお考えかお聞きしたいと思います。

議長
村 長

岡出村長

私はこの度の震災が起きる前から国の破綻的な財政状況を憂いてございまして、やはりこれまで繰越金が多いとか基金の積立が多いということも言われてまいりましたけれども、この厳しい時代は来ることは当然ながら予想されたわけでありまして、そのためにある程度基金のやりくりをしながら積み増しをしてまいったところであります。一方で村の抱える村債というものを減らして積み増しをしてきたということの実態の中で、こういう時こそ基金を取り崩しても村民の安心な暮らしを守っていかなければならないと思っておりますので、そのためには基金を取り崩してもやっていきたい。それから農業の生産性向上のために農業関連の整備が必要でございまして、昨年からパワーアップ事業なるものを取り入れていきたいということを表明してご

議長
7 番本多議員

ざいまして、これにつきましても生産基盤となるものはきちんと整備をしていくという考えで取り進めていきたいと考えております。色々な面で今こそ基金というものを検証しながら必要なものについては基金を充当しながらこの村を守っていく、更に発展させていくということを行っていききたいと思っているところでございます。

7 番 本多さん

ただ今の村長の答弁をお聞きしまして、村民も安心するのではないかなと思っております。

次に新年度の重点施策についてでありますけれども、新年度予算編成におきましても過疎特例債というものを運用されると思います。今年、過疎特例債が延期になりました。これは本当に有利な資金なわけでありまして、借金は借金だと思っております。最近、この特例債がなくなる前にということで、結構特例債を併用しているように自分は感じるわけですが、これまでも立派な建物や施設を作られてきておりますけれども、現在、これらの施設には毎年多額の維持管理費や予定もしていない修繕費等もかかっているわけですが、特例債の運用は自分としては後世に負担を残していくものではないかなと逆に考えるわけです。そういった意味で特例債の運用について村長はどのようにお考えか伺いたいと思います。

議長
村 長

岡出村長

政権が変わって過疎の延長が 6 年間ということになりまして、平成 26 年度まで認められるということになってございます。そのために 26 年以降については全くわからないわけです。ですから施設の大型修繕等についても出来るものはこの期間にやってしまいたいという思いで現在も進めているわけでありまして。消防の広域化のこともございますが、消防の広域化のためには、多少なりお金がかかります。デジタル化の問題もございます。そのために私どもはデジタル化にするためには多額の費用がかかりますので、是非ここは早く十勝管内で進めてもらいたいと思っておりますけれども、これがずれるということになってきますと、過疎の年度から外れるということになると大変なことになりますので、この辺は早めに十勝管内で統一して事業を進めてもらいたいと思っているところであります。今のところ 25 年度になると思いますがかんぱい事業の償還が 25 年から始まる。そのために私どもは 6 億 5,000 万円というものを過疎債を活用して繰上償還してしまうという計画を持っておりましたが、国の予算の配分の中で、これが少しずつずれてきています。これが償還が 27 年に入りますと過疎の対象になるかどうかかわからなくなりますので、この辺は国に要望して早く事業を終了させていただいて 26 年には過疎債を利用して繰上償還したいという考えでおりますので、国の方にもこの期間内に是非ということで要望を申し上げているところであります。そういった長

議長
1 番高木議員

期的なシミュレーションの中で後世に負担を残していかないという考えを私も持っていますので、そのように進めてまいりたいと思っています。ただし、やらなければならないところは大胆にやっていくという考えでありますのでよろしくお願いしたいと思います。

1 番 高木さん

通告に従い質問をさせていただきたいと思います。

質問は、観光対策に関してと、教育に関する 2 点についてお伺いしたいと思います。

1 つ目の観光対策の体制強化についてということでお伺いしたいと思います。

年度当初、村長もご自身が P R 大使となって村を積極的にアピールするよという方針を掲げております。その中で、道東道開通ということもありまして、振興局、各自治体においては、観光客の取り入れに対する対策として色々なことを行ってきております。

更別村においてもインターが来年開通ということで、本当はもう色々な活動を始めていなければならないような時期に来ていると思っています。

庁内においても、先日、更別村 P R 大作戦検討委員会等で、色々なピーアールの素案を作成されましたし、観光協会、どんぐり推進部会等も単独で色々な取り組みを行っているのも十分理解をしているのですが、本当に開通まで時間がないので、何とか観光対策について早急に行っていただきたいと思います。ふるさと館やパークゴルフ場など公共施設等も含めまして、振興局や十勝観光連盟との連携も強めながらどんどん進めていっていただきたいと思います。

そのためには、村全体の統一的な観光に対するコーディネートがとても必要になってきてまして、各課では色々対策を練りながらひとつひとつ事業を行っているのですが、その連携が取れなくて、色々なことはやっているのですが、村としての観光はなんだろうという部分に関してはアピールが足りないという部分がどうしてもあります。そのためにそのコーディネートをする人、団体をどうしても作らなければ、なかなか外に対する発信が難しいのではないかと思います。機構の変更とか、推進室を設置するとなると条例等もありますし、色々な部分で設置はちょっと難しいのかなと思っていますが、短期間で 1、2 年のスパンではありますが、短期間の職員の専門的な配置や観光協会の強化、更に観光の中には物産というものもありますので、どんぐり推進部会という形ではありますが、観光協会と物産協会という 2 つの軸をしっかりと作った形の中で進めていってほしいなと思っています。

それについて村長のお考えをお伺いしたいと思います。

岡出村長

高木議員からの観光対策の体制強化についてお答えを申し上げます。

更別村の産業形態から、また十勝モーターパークの事業停滞のこともございまして、全体的に観光に対する意識が薄らいでいたというところがございます。

従って観光振興面の取り組みが遅れて、同時に更別村のピーアール不足にもつながってしまったと認識しているところであります。

今後、特に観光面のみならず、基幹産業の農業に関しましても、商工業の振興に関しましても、情報の発信と更別村の知名度を上げること、これは大変重要と考えておりまして、まずは職員の意識の醸成を図るためにも、庁内に検討委員会を設けて、PR大作戦なるものにも乗り出していくところであります。

また、今年の道東道の開通、平成24年度には更別インターチェンジ開通を見込んで、私の1期目の仕事として、市街地の活性化事業など、多少なりとも形にしたかったわけにありますけれども、諸々の事情によりまして、核となる施設につきましても先送り状態になってしまったところであります。やはり過去からの取り組みの遅れを挽回する難しさを感じているところであります。

しかしながら、こうした取り組みは更別村にとって私は重要と考えてございますので、粘り強く、また出来るものから確実に実施をしまいたいと思っているところであります。

また、ご指摘のように、村の民間施設を含んで、各種観光施設の運営上、十勝圏、帯広市、十勝総合振興局、十勝観光連盟との連携を、より図ってまいりたいと思っております。

現在、村施設を活用しての修学旅行等の受け入れ事業は出来ないか検討しているところであります。そして新年度、帯広市との職員人事交流、こういうことも検討してございます。そしてご質問をいただいた、諸々の推進にかかる人事配置、これは臨時職員にしかならないわけではありますが、この配置を検討しているものであります。

是非これは実施してまいりたいと思っております。

特産物の開発的な部分に関しましては、どんぐり推進部会において行っておりますけれども、これにつきましても、産業界、関係機関の更なる協力をいただかなければならないと思っているところでございます。

ご質問にありました、物産協会の設置についてのご提案でございますが、カントリーパーク、道の駅の指定管理者、更別産業振興公社、来年以降も指定管理者制度で運営していただくことにしておりますが、やはり一歩踏み出して、インターネット販売の強化だとか、そういうものをしていただきたいと思いますと思っております。

議長
1 番高木議員

物産協会の組織につきましては、どのような組織が効果的か、これは多角的に研究をさせていただきたいと思ってございます。必要性は私は十分必要だと思ってございますので、前向きにどのような方法でやるのかは別として更別産品の販路拡大のためにも鋭意検討してまいりたいと思っていますところであります。

以上、お答えいたします。

1 番 高木さん

振興局の十勝魅力発信推進室も道から人員配置が 2 名体制でごく少ない人数でピーアール体制を作って活動しております。そういう部分で考えますと、十勝全体を 2 名である程度協力しながら動いている中で更別村も 1、2 名の特別な担当者を配置して行うことは可能なのかなと思っておりますので是非そういう元をきっちりと配置していただくことがどうしても必要になってくると思います。イベントに関しては更別村はすごく各イベント毎に皆さんが実行委員会体制で色々と頑張っていますし、スポーツに関しましてもある程度名前を広げながらも頑張っております。ただ、スポーツに関しましては今年、帯広市と中札内でアンダー15 のサッカー全国大会というような形で開催されまして、相当の経済効果も見られ、来年度と再来年度の開催もほぼ決定というような形で進んでおります。そういうことを考えますと、ふるさと館にある運動広場に関しての活用という部分も含めると更別村も手を上げながら大会は施設の問題点も多々あると思いますので正式な試合会場という形は難しいのかなと思いますが、土間体育館があります。芝もある練習出来るスペースもあります。となると、手を上げて是非練習場という形でも利用していただくことによって更別村に来ていただけるということも含めて手を上げていかなければならない。ただ、この場合に関しますと、ふるさと館の施設管理と教育委員会の部分の担当と 2 つの課が分かれて対応しなければならないとなると個々に動いてもなかなか動けないとなると、なかなかそれを一緒にコーディネートする人が必ず必要になってくると思います。農業に関してもグリーンツーリズムみたいな宿泊部分も含めた更別村の農業をピーアールする活動も必要になってくるとなるとこれから農業者だけで動くとなるとなかなか難しい。それを全てをつなぐにはコーディネートがどうしても必要という部分がありますので、是非その体制を早急に作っていただいて進めていただけるようお願いしたいと思います。

議長
村 長

岡出村長

ふるさと館に関しましても、土間体育館の人工芝に変える時も申し上げましたけれども、やはり施設が修理費がかかるほど利用されないと無駄な施設になってしまいますので、そういったことから思い切ってさせていただいているわけでありまして。やはり土間体育館にしても現在、利用枠がなかなか取れないような状態になってございます。そ

議長
1 番高木議員

んなことを考えますと、屋外にサッカー広場的なところはもっと関係者が共通認識のもとに利用を促進していくということが私は大切であろうと思っています。それは色々な場所に言えることでありますので、村の組織の中にそういった連絡会を設けて業務の調整を図っておりますけれども、これにつきましては本当に機能しているのかもう 1 回検証させていただいて利用者の立場に立って、また入り込み客をどうしたら増やせるのかという考えのもとに進めていきたいと思っていますところでもあります。とにかく利用者が多くて修理費がかかるような村の施設の利用の仕方を考えていきたいと思っています。

1 番 高木さん

次に 2 つ目の新学習指導要領に対する取り組みについてお伺いしたいと思います。

新学習指導要領によりますと、小学校 5、6 年生に外国語の専門的な授業ということで本格的に開始していくことになります。

それにつきまして、国際交流員から外国語指導助手に移行しながら授業を進めていく予定と聞いております。

授業内容が専門的になることから、現在まで教育委員会で進めてきました幼児から高齢者までの外国文化、外国語等の体験活動や影響は結構あるのかなと思われます。学校教育のみならず社会教育も含めた外国文化、外国語等の体験等の活動へ向けての教育長のお考えを伺いたいというのが 1 つと、中学校の方は武道の必修化ということで、来年度から始まります。柔道を選択されているというようなお話を聞いておりますが、実施体制については学校現場も含めて教育委員会と関係機関が連携した中で色々な部分を検討されていると思われますが、授業日数についてはそれほど年間を通して授業数があるわけではありませんので色々な経費等も考えまして、この授業に関しては多分、柔剣道場を利用して行っていくことになるのだろーと思われます。そうなりますと、生徒の移動という部分も含めていきますと、なかなか冬場とか長期間の授業ということは結構考えにくいのかなと思いますので、夏から秋にかけての短期間に集中した授業設定という形も考えてもらわないといけないのかなと思っています。

ただ授業内容については、結構色々なところでも出ておりますが、危険性を伴う授業ということがどうしても言われております。昔からの授業の中でも 28 年間で柔道等で死亡したのが 114 名という形で平均すると毎年 4 人が亡くなっているという数字が出ております。これについては多分、授業内容によっては軽微なものから色々これから授業の内容もはっきりと決まっていくと思いますが、最終的には組み手だとか、受け身などの基本動作から色々な投げ技の指導まで一応予定されているというところもありますので、そういう部分を含めた部分で検討と言いますか、十分な対応をしていかないとならないと思って

おります。

更別村にも柔道の有資格者という形で相当数の方々が村内に在住しておりますが、そういう民間の方々の起用も含めて教員の複数体制など十分な検討課題がたくさんあると思いますが、これについての教育長の考えをお伺いしたいということで、この 2 点についてよろしくお願いいたします。

阿部教育長

新学習指導要領に対する取り組みについてでございますが、ご承知のように新学習指導要領、平成 20 年 3 月に告示されまして、数年間の移行期間を経て、小学校が今年度から、中学校が来年度から本格実施となります。

これまでの、ゆとりを重視した教育から、授業内容も授業の時間数も増えまして、新たな教育課程に変わるものでありまして、今後の学習成果の変化に注視をする必要があると考えております。

ご質問の外国語指導の分野でございますが、お話のように今年度から小学校の 5 年生、6 年生、年間 35 コマの外国語活動が規定されました。外国語活動という言葉にありますように、外国語に親しむという方向性でございます。更別小学校、上更別小学校に対しまして、そういうことから派遣が必要と考えまして、今年度からそれぞれの授業に国際交流員を派遣しておりまして、このことは来年度以降も継続して進める予定でおります。

また、中学校におきましても、英語講師としての授業参加が非常に有効であるということから、以前から学校の求めに応じまして、国際交流員を派遣しておりました。今年度につきましては、定期的に毎週 2 日、日数的には合わせて 61 日間派遣となっております。

来年度からの学習指導要領本格実施にあたりまして、中学校ですが、外国語の時間が 3 学年ともに年間 35 コマ増えまして、それぞれに 140 コマずつとなります。今のところその全てに外国語講師ということで派遣を予定しているところでございます。

一方で現状で申し上げますけれども、国際交流の分野では、お話のように成人向けの英会話教室を週 2 回、幼稚園児との交流事業を月に 1 回、小学生が外国の生活を学習体験出来るようなアメリカンキッズというクラブを月に 1 回行っております。その他に一般向けの国際交流の夕べということで、年間 2 回の事業を行っております。

ここで体制が変わるかということですが、教育委員会では新年度から、現在は嘱託職員として採用しております国際交流員につきまして切り替えまして、委託によります新たな人材の派遣を受けて実施することで検討を進めております。その際に、業務の過半が外国語指導であることから、契約の関係もございまして、事業名は外国語指導推進事業ということで考えております。その授業の内容も外国語指導助手

配置として計画をしておりますことから、先程、議員お話の外国語指導に重点を置いたというふうに切り替わると、そのとおりかと存じます。

ただ、実際はそれぞれの事業の重要性がありますので、国際交流事業についても十分継続をしていきたいと考えているところです。

ご質問の、幼児から高齢者までの外国文化・外国語等の体験活動等への対応につきましては、計画の委託事業の中で現行のとおりに対応できるものと考えておりまして、新年度以降も継続して推進してまいりたいと考えております。

また、現行の事業のほかにも、近隣の国際交流関係団体とも新たに連携を考え、新たに外国文化の紹介、交流事業を行うべく検討を進めているところでございます。

なお、1点、小学生向けで実施しておりますアメリカンキッズ事業、先程説明させていただきましたが、各学校で外国語活動を行っておりますことが原因かと思われませんが、毎回の参加者が極めて少なく、参加者がいないという回数も非常に多くなってきておりますことから、当面の間、休止して様子を見たいというふうにも考えております。この点については、ご理解をしていただくようお願いを申し上げたいと存じます。

次に、中学校の武道の必修化の実施体制についてのお話でございますが、来年度からの完全実施に伴いまして、保健体育の授業も各学年ともに15コマ増えまして年間で105コマとなります。その中でダンスと武道が1年生と2年生で必修とされました。武道の種目については、原則として、柔道、剣道、相撲のうちの一つとされまして、ただ地域や学校の実態に応じて、その他の武道も可能とされています。

新年度に向けて、中学校とも協議を進めてまいりましたが、選定する必要があるということで、他の種目と比べて、少年団による活動があつて経験者の方もおられ、指導者的有段者も複数名おられるということから、地域に馴染みがある種目ということからも柔道とすることといたしまして、準備すべき内容の検討を現在進めているところです。

武道の授業のコマ数につきましては明確なものはございませんで、指導要領の中では、授業時数は、その内容の習熟が図れるように考慮して配当するということとされておりまして、そのことから色々と検討も進めましたが、先程のように受け身からある程度の投げ技まで子ども達に種目の中味がわかるような程度まで必要ということから、他の授業内容との兼ね合いもありますけれども、少なくともバランスを考えた中では10コマ以上の授業が必要かと、管内的には10から12コマという平均の想定のようにございます。

武道の授業を行うことは、それぞれに用具や場所の確保が必要となりますが、柔道を選択することに伴いまして、柔道場、畳、柔道着等

について検討いたしました。場所については村の柔剣道場を使用したい。生徒の移動による時間を考えまして1日に2コマの授業を行って、集中して授業を組むことで特に生徒の柔道の習熟を図るという観点から、そのように進めたいということで打ち合わせを進めています。

柔道着でございますが、使用する時間数が少なく、授業以外の活用も少ないということの予想がされますので、村の経費で専門業者からレンタルを行いまして、生徒に貸し付ける。使用後に専門業者に返却するという方式を考えております。このことで、保護者の負担であります保管方法、更に衛生管理等の課題も解決されるのではないかとこのように考えており、そのように検討を進めております。

指導の体制でございますが、お話にありましたように、ある程度の危険性を伴う種目であります。その指導にあたっては、十分に注意する必要があります。

現段階で、中学校の担当教員に、柔道等の武道の有段者や指導経験を持つ者を確保することは、現在の職員構成、管内の職員、教員構成の中から言っても非常に困難な状況であります。ただ、中学校の保健体育の免許を持つ教員は、大学等の段階で武道のある程度の種目の履修をしてきております。更に今般の必修化によって、数多くの柔道、武道、ダンス等の講習会が開催され、それを受けておりますこと、更に指導に関しての資料も整備されております。先程の怪我をしないような安全面に配慮した詳しい資料も来ておりますことから、ある程度の指導は可能というふうに考えているところですが、よりスムーズな習熟と安全の確保等の関係から、教育委員会といたしまして、村内にお住まいの有段者の方に時間講師としてお願いをして、担当教員と連携しての授業を進めていくようにしていきたいというふうに考えておりまして、その方向でカリキュラムを組むように各校との打ち合わせを進めているところです。

学校における武道の授業は、経験の無いことでありまして、十分に慎重に進めてまいりますが、その折々に不都合な点や改善すべき点が無いかを検証し、少しでも安全で、効果の上がる授業展開を進めたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長
1 番高木議員

1 番 高木さん

是非、父兄の方々も学習に対する方向性というのを詳しく知りたいという部分がありますので、外国語についてはある程度周知されているとは思いますが、中学校の武道に関しましては、まだ情報があまりにも少なすぎて不安がっている部分もたくさんありますので、その辺の事業に対する内容等も含めて周知を早急にしていただいて進めていただきたいというお願いをして質問を終わりたいと思います。

議長

この際、昼食のため、13 時 30 分まで休憩いたします。(11 時 58 分)

議長
議長
5 番久門議員

休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)

5 番 久門さん

通告に従いまして質問をしたいと思います。

質問事項は 3 点でございますが、まず 1 番目の高齢化社会に対応した福祉行政の整備、充実について、村長の所見を伺いたと思います。急速な高齢化社会が進行しています。

村民誰もが安心して暮らせる高齢化社会に対応した福祉行政の整備、充実を願っております。

村も来年度スタートとする第 5 期高齢者福祉計画と合わせて第 3 期障害者福祉計画に着手しております。まだその方向性、結論が出てこない段階で、その方向性が待たれるところではありますが、村長は 2 期目の公約にしております福祉の更別を 3 本柱のひとつとして種々の施策に果敢に取り組まれています。

そこで次の 5 点についてお伺いしたいと思います。

まず 1 点目は生活支援ハウス、小規模特別養護老人ホーム、これはコムニの里のことですが、その待機者と今後解消策について。

2 点目といたしましては、シルバーハウジングの入居高齢者で年々生活が非常に困難になってきている方もおられると思います。そこで給食の提供を検討してはどうかと私は考えておりますが、これらについてもお伺いしたいと思います。

3 点目には、村内独居老人の緊急通報システムの設置状況と未設置者への今後の対応、これは先の 23 年 3 月の定例会にも村長が答弁されております。

4 点目として、施設入居者で要介護者の避難訓練、誘導體制はどのように整理されて訓練も実施されているのかということについてお伺いしたいと思います。

5 点目には、高齢者が多く通行されます、高齢者に優しい除雪ということで東 1 条線、今、片側歩道の除雪をしておられますが、私は両側、南 2 線から診療所前の左側も除雪は出来ないものかというお願いでございます。

以上、それぞれ 5 点について、お答えを願いたいと思います。

議長
村長

岡出村長

久門議員の高齢化社会に対応した福祉行政の整備、充実について、お答えを申し上げます。

ご質問の 1 点目、生活支援ハウス、小規模特別養護老人ホームの待機者数と今後の解消策についてであります。

まず生活支援ハウスについてであります。

生活支援ハウスの待機者につきましては、平成 23 年 11 月末現在で 8 名となっております。夫婦世帯 1、単身世帯 7 でございます。その方々の介護度でございますが、介護 3 が 1 名、介護 1 が 1 名、要支援 1 が 1

名、要支援 2 が 3 名、その他 2 名となっております。このように比較的、介護度が低くて将来を見据えて入居の申し込みをされる方が、ほとんどとなっております。現状、それ程、緊急度は高くないと判断をいたしているところでございます。

それから小規模特別養護老人ホームの現状であります。

平成 23 年 11 月 25 日に開催した、入所判定会議におけるコムの里の待機者は 24 名となっております。介護度等の状況であります。介護 4 が 1 名、介護 3 が 11 名、介護 1 が 11 名、要支援 1 が 1 名となっております。入所の希望でございますけれども、入所を急ぐ方 3 名、急がない方 19 名、その他 2 名となっております。その方々の現在の待機場所でございますが、入院中の方が 2 名、グループホーム入所者が 1 名、老人保健施設入所者が 3 名、待機者の内 6 名が入院、もしくは介護施設等に入所となっております。また、在宅待機者の多くが小規模多機能居宅介護サービス、宿泊サービスやデイサービスなどの在宅サービスを利用しながら生活している実態にあります。入所希望時期で、急ぐとされている 3 名でございますが、入院やショートステイ等を利用しながら生活している方でございます。また、急がないという方 19 名でございますが、その他 2 名もおりますが、今すぐに入所する必要はないけれども、将来を見据えて事前に申込をしているという状況にあるわけでありまして。現状では、緊急を要する待機者は比較的少ないと判断しているところでありますが、ご質問にありましたように、更別村第 5 期介護保険事業計画、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年計画でありますけれども、この見直し策定の中で、グループホームの移転改築にて、1 ユニットから 2 ユニット、定員 9 名から 18 名に増やして整備することとしてございまして、将来の待機者増に対応してまいります。

次に、2 点目、シルバーハウジング入居者で、高齢者で年々、日常生活が困難になってくる入居者に対する給食の提供でございますが、現在、村の助成対象事業として、社会福祉協議会にて高齢者の生活支援を目的に、配食サービス事業を実施してございます。内容は、村の半額助成によりまして、利用者の負担を全食で 300 円、副食のみでは 260 円の負担としてございまして、毎週、火・金曜日の夕食の提供を行うと共に、安否確認を行っているところであります。現在の利用者は、13 名でございます。その内 6 名の方がシルバーハウジング入居の方となっております。その 6 名の内 3 名が生活支援ハウスに申し込みをされておられる方ですが、実態はいずれも自炊可能な方々と判断をいたしているところであります。その方々の介護度としましては、要支援 1 が 1 名、要支援 2 が 2 名となっております。介護が必要な方につきましては、介護サービスの利用、食事についても配食サービスの外にホームヘルパーによる食事の提供、家事援助の一部で

ざいますが、そういうことが受けることが出来ることになってございます。従って、総体的には、現行の介護保険サービスの中で、多くは在宅生活が維持出来ると認識をしているところでございます。

次に 3 点目、村内独居老人の緊急通報システムの設置状況と未設置者への対応でございます。緊急通報システムにつきましては、高齢者等の日常生活の安全の確保と精神的不安の解消を目的に、概ね 65 歳以上の 1 人暮らしの高齢者及び 65 歳以下でも、健康状態等に支障のある方を対象として、希望者に設置をしているところであります。設置の状況でございますが、平成 23 年 12 月 1 日現在で一般世帯として 27 台と、シルバーハウジング 30 戸は全戸設置してございますので全体として 57 台の設置となっております。保健福祉課に寄せられる相談や確認の結果、設置が必要と思われる方には、随時設置を進めてきてございます。今後も設置が必要と思われる方には、民生委員、児童委員とも連携し、設置を進めてまいるものでございます。

続いて、4 点目の施設入居者で要援護者の避難訓練、誘導体制はどのように整備され実施しているかであります。福祉施設の避難訓練は、法的に義務付けられておりまして、村内ではコムニの里さらべつと、元気の里さらべつの 2 つの施設が該当になってございます。両施設とも、防火管理者を選任して設置するとともに、消防計画に基づいて、年 2 回以上、避難訓練を実施してございます。具体的には、日中の訓練におきましては、入居者の避難誘導を中心に実施し、日中以外におきましては、夜間を想定した避難訓練が実施されております。夜間の想定では、自宅から駆け寄り誘導する場合と、応援者が来られない状況を想定いたしまして、人命救助を最優先に実施されているところであります。

次に、5 点目の高齢者が多く通行されております、東 1 条線の両側歩道の除雪を通行しやすい状態で実施してほしいとのご質問でございます。

ご質問の場所につきましては、利用の実態等から、現在、神社側、公営住宅が多く張り付いている側をこれは歩道の除排雪をしてございますが、今までのケースで言いますと、診療所側については住宅の貼り付けもございませんので利用の実態から除雪をしてこなかったわけであります。

これにつきましては、なお利用の実態等を再把握いたしまして検討していくことといたします。

議長
5 番久門議員

5 番 久門さん

そこで再度お伺いしたいのですが、小規模特別養護老人ホームの待機者がいるということですか、それは必要度の度合いにもよりますから、その 24 名の方が今すぐということではないでしょうから、その対応も村長が説明されたとおりで理解するところですが、生活支援ハウ

スについては 8 名の待機者がいるということで、私は村民が安心して暮らせるということは、自分がいつどうなるのかわからないので、将来の方向性がわかっていれば安心してこの村で暮らせると思うのですが、利用施設についてはなかなか入れないのだろうなということで、今、在宅で暮らしている一人暮らし、高齢者の世帯の方もよくそういうことを言っておられますから、かなり不安を持っていることは事実なのです。そのことは今後こういう方向で行くのですからという村のひとつの指針が示されれば、ある程度は安心して暮らせるのではないかと考えております。ここで申し上げたいのは更別村の 6 つの施設を調べてみたら、ベット数がシルバーハウジングは 1 人で入っても 39 戸ですから、140 戸の人が入る場所はあるけれども、不安だというのが問題なのです。施設を考えてみます時に、更別村は本当に施設は整っていると理解しております。ただ、それなのに行き詰る箇所があるものですから、支援ハウスにも入れない、特別養護老人ホームにも入れないよというイメージだけが先行してしまっていて住民にもある程度不安を与えているのではないかと思います。この 6 つある施設を有効活用する、これはもちろん連携を取ってやっておられると思いますが、合理的に住民が納得するような方向で活用していけば安心して暮らせる村づくりになるのではないかと思います。それはなぜかと言いますと、更別村は人口が 3,411 名で若干減っておりますが、この中の 65 歳以上の比率は 26.4 だろうと思うのですが、その中で 3,411 名の中で 65 歳以上は数字で言うと 900 人近くいるのです。そのうちの介護認定を受けられている方が 150 名、施設の数が 140 近くあって、要支援、要介護だけで単純に計算しますと、大方間に合っているのだろうなと思います。その使い方がどうなのか。例えばシルバーハウジングに住んでいる方に聞きますと、ここに入ったらもうそんなに簡単に動けないのだよというお年寄りの声も耳にします。それはシルバーハウジングで生活した人が自宅に帰るということにはならないでしょうから、その方が不安を持った生活をしているのかなと思っているので、配食サービスを利用したり、自分のところで作っている人は年々減ってきていますよとか、家族の方がお弁当を届けてくれたり、食材を届けてくれている。そんな話をよく聞きます。そんなことから配食サービスをやっているのはわかっていますけれども、あの施設の団らん室だとかがありますから、そういったものを活用してそこでお茶を飲んで団らんしながらという体制はしていけないのか。安心を与えてあげるのが行政のひとつなのかなと思います。ソフト面のサービスに今後も力を入れていくべきではないかと思います。国の方向も医療から介護、施設から地域へと在宅を重点にという方向で進んでいるのが事実であります。ですから、そういう面からいきましても、ある施設をより活用して、上手く村づくりをしていけば素晴らしい福祉の村が実現出来ると

思っています。

長くなりましたけれども、そのことをもって村長から答弁をいただきましたので、これ以上再度伺いません。私が聞いた趣旨はそういうことなのです。それから 3 番目につきましても、独居老人の緊急対応も十分なされているということでございますし、いずれにしても施設入居者で 4 番目の要介護支援の避難訓練等も民間委託の事業所についてはやられているということでございますので安心しておりますが、更に今後の新しい震災に合わせた防災計画等の見直しというものも必要かと思っておりますので、その中でももし考えがあるのであれば合わせてお伺いしたいと思っております。5 番目の除雪につきましても検討されるということで、非常に前向きな答弁をいただきましたが、あそこの通りについては、診療所に向かって右側を除雪しているのですが、今年から新たに病院の前から南 3 線まで両側をほとんど実施すると計画に載っています。だからどうしてもこっちまでやってくれなかったのかなと疑問を持っているのですけれども、あそこはどうしても神社の横は木があって影になるのです。あそこは雪がきちんと溶けないのです。だからシルバーに入居している方でとても市街までは来れない状態なのです。それ以上元気な人は歩いてくるにしても、左側を歩いてくるのです。太陽が当たるから溶けて歩道が出ているのです。でも歩道が除雪されていないから車道を歩いていて危険だと聞いておりますし、自転車だと滑って転んで怪我をしたという話も聞いています。だから出来ればこちら側が、村で使っている除雪機は 1 メートル 30 センチ幅ですから、もし可能であれば取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

議 長
村 長

岡出村長

更別村における介護につきましても非常に施設入所型が多いというのはご承知だと思っておりますけれども、これは十勝一、施設入所の割合が高いのです。その上に村の単独事業となつてございますけれども、シルバーハウジングの 30 戸の公営住宅、支援ハウスはほとんど村の単独事業になりますので、そういうことの中でやっているわけでありまして、これを施設入所の方と在宅で頑張っておられる方の費用のかけ方につきましては、昨今バランスの差が大きすぎるということもございます。従ってこれからどんどん高齢化が進みますので、その中ではより在宅にシフトしていかなければならないのかなと思っております。そこでご質問をいただいたように、シルバー、支援ハウス、小規模介護施設、グループホーム、診療所は介護療養型をなくして一般病床にしてございますけれども、この 5 つをそれに在宅と上手くリンクしなければ、これからの介護事業はやっていけないです。それを上手く回転させるのが包括支援センターの役割なのです。ですからここで担当が包括支援センターを上手く利用して割り振りをしてい

議長
5 番久門議員

くことがますます重要になるのではないかと考えてございまして、その役割の重要性からいって少し体制も強化しなければならないと思っていますところであります。それから今回の災害によって防災というのが非常に重要となってきたでございますので、やはりこういうような施設の火災、事故は多い現状でございますので、指導なり施設の管理については強化をしていかなければならないと思っていますところでもあります。来年から 3 年間の介護保険料も変わってきます。そこで質問にはないのですが、これは住民の方が大変重要に思っていると思っていますので、前は標準となる 4 段階で 4,300 円は十勝一高いのです。施設入所型が多くて介護保険料を利用される方が多いということでそのようになってきているのですけれども、やはり村民の負担が増えるという現状から見て私はやりくりをしながら 4,300 円は据え置きしたいと思って計画づくりを進めているところでもあります。ひとつこういうことを全部考え合わせて私は福祉の村づくりを進めていきたいと思っておりますので色々な面でご指導をお願いしたいと思っています。

5 番 久門さん

2 点目の質問事項に入ります。

カントリーパークゴルフ場の屋外トイレの設置についてであります。

カントリーパークゴルフ場の入場者が年々減少している中ではありますが、村の指定管理業者も先程決定したところでもあります。

カントリーパークゴルフ場、オートキャンプ場、道の駅と観光施設として、産業振興、地域振興に重要な役割を担っているところでもあります。

しかし、施設のミニコテージも新築されております。

来年度にはまたオープンして装いも新たに集客を図っていくことであろうと思いますが、そこでこの屋外トイレにつきましては、未だ耐用年数が過ぎた非常に古い簡易の移動式 2 基がありますが、ほとんど使いづらい、臭い、汚いという利用者の苦情の声を直接私も聞いております。利用者からも不評を買っているところでもあります。

そこで、これの環境整備の面で景観上も良くないし、何とかして欲しいというお願いするところではありますが、これにつきまして村の考え方、設置するのか、あるいは新設するのか、村長の所見を伺いたいと思います。

議長
村 長

岡出村長

カントリーパークゴルフ場の屋外トイレの設置についてご質問をいただきました。

ご質問のとおりでございまして、運営に関しましては新たな気持ちで取り組んでいくということ、それから屋外トイレについては、既に耐用年数も来てございますので、簡易トイレになると思いますけれど

議長
5 番久門議員

も、新年度に更新をしてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

5 番 久門さん

3 点目の質問事項に入りたいと思います。

学校給食における食材の安全・安心の確認についてであります、来年 1 月から新たに幼稚園児にも給食が始まります。園児、生徒の安全・安心、万全を期すことは申し上げるまでもありません。

そこで給食に使う食材は安全が確保されていなければならないわけで、地元産を使っている食材とか本州産の食材もこれから冬場にかけては多く使われるかと思っています。その割合と今後、今騒がれている放射能物質による測定はどうしていこうと思っているのか。この導入等もどのように検討していくのか合わせて教育委員長の所見を伺いたいと思います。

議長
教育委員長

渡辺教育委員長

学校給食における食材の安全・安心の確認について、久門議員の質問にお答えをいたします。

前段申し上げておきますが、本村の学校給食は昭和 40 年 11 月より実施しているところでございます。

平成 17 年には、学校における食育の指導体制の充実を図るために、栄養教諭制度が創設され、本村においても、その必要性を認識し、平成 20 年 4 月より、更別小学校に栄養教諭 1 名を配置し、給食センター業務を兼務し、食に関する指導と給食管理を一体的に実施しているところであります。

明年 1 月からは更別、上更別両幼稚園に給食の提供を開始することとしておりますが、子どもたちに提供する給食には、より安全で安心なものが求められていることは、ご質問のとおりでございます。

給食センターにおける本州産の野菜の割合ですが、ふるさと給食を中心に地産地消の推進を図っておりますが、ご質問にあります端境期には本州産の野菜を使用しております。

その産地は、主に茨城、群馬、栃木、埼玉などの北関東と、千葉、東京、神奈川、山梨などの南関東が主で、その種類は玉葱を中心に 15 品目程度となっております。

昨年度の本州産の各品目の割合ですが、主なもので、葉物ではキャベツ 49.4%、白菜 47.8%、根物では玉葱 31.0%、大根 31.3%、人参 51.1%、その他といたしまして量的に少ないものでございますが、長ネギ 38.3%、ホウレン草 32.0%となっております。

単純に重さを合計した場合の割合は、39.1%であります。

なお、東日本大震災以降を含め、ここ 3 年間は福島産の物の納入はございません。

安全の確認についてですが、給食センターでは、日常的に食材の産

地や外観、食材の温度、賞味期限などの確認を行っており、安全は確保されているものと考えております。

また、納品先については、加工品も含めてであります。従前からの取引があり、安心な実績を持つ市場、納入業者等の信頼のおける流通業者を通じて購入しているところでございます。

放射性物質の測定についてであります。東日本大震災によって起きました、東京電力福島原子力発電所の事故で、放射性物質が放出され、人々の生活や産業、教育にも色々な障害を与えております。

農産物や畜産物などからも放射性物質が検出されたことから、汚染の可能性があるということで、関東や東北の1都16県の食材が放射性物質の検査対象として国から指定をされてございます。

納入される食材の放射性物質の測定についてでございますが、仮定として機械を導入し、測定を行う場合でも、使用される全ての食材を毎回、調理の前に測定することは、その時間やタイミング、食材の産地や種別の多さなどから考えまして事実上難しく、完全な安心を確認することが困難であると考えております。

食材の放射性物質を測定することとした自治体についてですが、道内では札幌市、倶知安町、帯広市などですが、報道によりますと、札幌市で青果物を中心に月2回2品目と聞いております。帯広市では細部は今後、検討されると思いますが、1都16県の肉や野菜などとしています。また、道外ですが、千葉市の場合は調理前ではなく、調理後の給食を1週間分保存して、まとめてミキサーにかけ、測定する方法を検討するなどの現状でございます。

また、原発事故後の食材につきましては、先にご説明の1都16県におきましては、生産地において測定が行われておりまして、国の暫定基準値をクリアされたものが流通、納入されていると考えておりまして、健康への影響はないものと思われま。本村におきまして、放射性物質の測定を行うにあたって、測定機械の導入費、測定作業の人材、結果の運用等、導入後における課題が大きいこともあり、現在の時点では、放射性物質の測定は行わないこととしたいと考えております。食の安全、安心の観点から不安を持たれる保護者、村民の方もいるかと存じますが、ご理解をいただきたいと思います。

なお、国においては来年4月に新たな規制値が示される予定で、新たな対応が必要とされることも予想されます。こうした状況を踏まえ、今後も状況を参酌しながら給食の安全、安心を図る方策を考えてまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、質問にお答えとさせていただきます。

5番 久門さん

納入業者の信頼のおけるところから購入していると言われましたけれども、食材についてひとつの安全だという基準はないのですか。

議長
5番久門議員

議長
教育長

阿部教育長

納品先のお話かと思いますが、加工品も含めて従前から取引があるということで今まで安心な実績を持っている市場納入業者と流通業者を通じて購入を図っているということを申し上げております。これからずっと安心と言う意味ではなくて、少しでも可能な限り今までもずっと問題のあるような食材の納品をしたことがないような業者を通じて今も続けているということを申し上げておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

議長
5 番久門議員

5 番 久門さん

あくまでも従来からの従前の業者が安心だということで、災害があつて放射能の測定が必要と言われる今日の世の中でございますから、その業者は安全確認を何をもって基準としているのかお聞きしたいのと、1 キロ当たり放射能でいえば 500 ベクレルと言っておりますが、自治体がそれを目安とするのは実際は 40 ベクレルと、専門家も言っております。その辺もまだ定かではないと思いますが、それにしても安全だから、安心だから使って下さいというのでは納得出来ないと思うのです。これは測定しているのだ、問題はないというところの確認は取れないのか。その答弁をいただきたいと思います。

議長
教育長

阿部教育長

業者自身が安全の確認ということにつきましては、特定の業者を除いては業者自身の納入業者であり、学校業者であっても特定の事業体を除いて以外は自ら安全の確認、放射性物質の確認等に行っていないものと思われれます。逆にその安全の確保という意味ではそういった点では片手落ちな部分もございますけれども、先程答弁をさせていただいた中でも申し上げておりますけれども、学校給食におきましてもかなり多い種類、しかも産地もバラバラの食材を使ってやっておりますが、その全てについて放射性物質を測定したり食べる以前に測定した安全なもの、無害なものを提供すること自体が現実的に不可能と思うということでございます。その点をご理解いただいた上でもう 1 点は、放射性物質の影響が大きいと思われれます東北中心に 1 都 16 県のところにつきましては、厚生労働省において食材の提供に当たって全て放射性物質を調べてから出すということになっております。それ以外の府県につきましては、今のところは影響がないと思われるところがあります。私どもとしては現実的に全ての食材を測定することが不可能という形を考えた中では今の厚生労働省の 1 都 16 県の測定の指定、更にそれ以外の所はないという安全であるということをよりどころとして進めたいということでご説明をさせていただいたところでございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長
議長

これをもって一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(14 時 20 分)

議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。	(14 時 30 分)
議	長	日程第 6、議案第 65 号、更別村ゴミの散乱等の防止に関する条例制定の件を議題といたします。	
		議案第 65 号について、委員長に審査報告を求めます。	
		松橋総務厚生常任委員長	
総務厚生常任委員長		第 4 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、12 月 13 日、15 日、理事者、担当課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。	
		その結果について報告いたします。	
		議案第 65 号、更別村ゴミの散乱等の防止に関する条例制定の件は、良好で快適な環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを推進しようとするものであります。	
		慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。	
議	長	以上で審査の報告といたします。	
		これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。	
		委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。	
議	長	議案第 65 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。	
		(質疑なしの声あり)	
		質疑なしと認めます。	
		これで質疑を終わります。	
		これから討論に入ります。	
		委員長報告は、可決であります。	
		これから議案第 65 号に対する討論を行います。	
		討論の発言を許します。	
議	長	(原案賛成の声あり)	
		これで討論を終わります。	
		おはかりいたします。	
		議案第 65 号に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。	
		議案第 65 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。	
議	長	(異議のなしの声あり)	
		異議なしと認めます。	
議	長	したがって、議案第 65 号は可決されました。	
		日程第 7、議案第 82 号、更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。	
		提案理由の説明を求めます。	
村	長	岡出村長	
		議案第 82 号、更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。	

更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由でございますが、更別村職員の給与等について、給与からの控除の規定を追加すると共に、人事院勧告の取扱いに準じた改正等を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨でございますが、(1)職員の給与から控除を行う場合には、給与支払いにおける特例を定める必要があることから、控除の規定を本条例に追加するものであります。(2)行政職給料表を人事院勧告のとおり改めるということでございます。(3)施行月日は、平成24年1月1日とするものでございます。補足をさせていただきますけれども、本年9月30日に国の人事院が0.23%給与引き下げの勧告をされたところであります。政府の大震災復旧復興財源の一部として国家公務員の給与7.8%引き下げ措置の中にこれを含むとして法案を提出しております。しかし、結果として廃案となり国におきましては、いずれも実行されないところとなっておりますが、従来、村職員の給与につきましては国の人事院勧告に基づいて、これを基準として定めてきてございますので、他町村の動向等も参酌いたしまして今般、人事院勧告に基づくところの改定を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページは改正する条例の本文でございます。

現行と改正後、対比表を載せてございますが、まず現行条例の中には給与から控除の規定がございましたので、改正によって追加するものであります。改正後におきまして、第2条の2といたしまして、給料の支払いに際しては、その給与から次の各号に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。(1)北海道市町村職員共済組合及び公立学校共済組合北海道支部が実施する組合員の福利厚生事業に係る貯金及び貸付金の償還金その他の徴収金となっております。(2)財団法人北海道市町村職員福祉協会及び財団法人北海道公立学校教職員互助会に係る掛金、生命保険料及び貸付金の償還金、(3)職員が構成する親睦団体等の会費及び当該団体等が行う事業に係る徴収金、(4)団体取扱いに係る生命保険料及び損害保険料、(5)登録された職員団体の組合費、(6)職員の居住の用に供する宿舍の使用料及びその使用に必要な経費、(7)前6号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、村長が認めるものとなっております。別表第1(1)を次のように改めるということで次のページから6ページにわたって新旧対照表をお示ししているところであります。これにつきましては、ご参照いただくものであります。その6ページの次に本文に係る改正が出てまいります。ページ数がありませんので申し訳ありませんが、ご覧いただきたいと思います。現行、改正後とございまして、5の次の号俸の切替に伴う経過措置と見出しがございまして、6にそれらのことが

うたわれているわけではありますが、中程に当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額という文言がございますが、この率を100分の99.1に改めるものでございます。

平成19年に給料表の切替を行ったところでございますけれども、その時に現に受けている給与よりも下がる職員が出てまいりまして、現に受けていた給料を補償するという措置がなされてきたわけでありまして、この補償の率が今般の給与改定によって引き下げられるということでございます。

次のページをお願いいたします。

今般の改正は、附則として、この条例は平成24年1月1日から施行するということになってございます。

今回の改正は、非常に数値的に少ないものでございまして、村の職員の減額率も0.23%減額するということになってございまして、減額の対象者が42名と全職員の48.3%にしかないわけでありまして。そしてその影響額が総額でおよそ21万円と小額なために今回補正予算を出してございせんけれども次回、それぞれの予算において調整をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

議 長

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第82号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、継続して、更別村における新エネルギーについて、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議

議

長

ありませんか。

(異議のなしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議

長

(異議のなしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成 23 年第 4 回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14 時 43 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 12 月 16 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 本 多 芳 宏